

(7) 敦賀都市計画区域

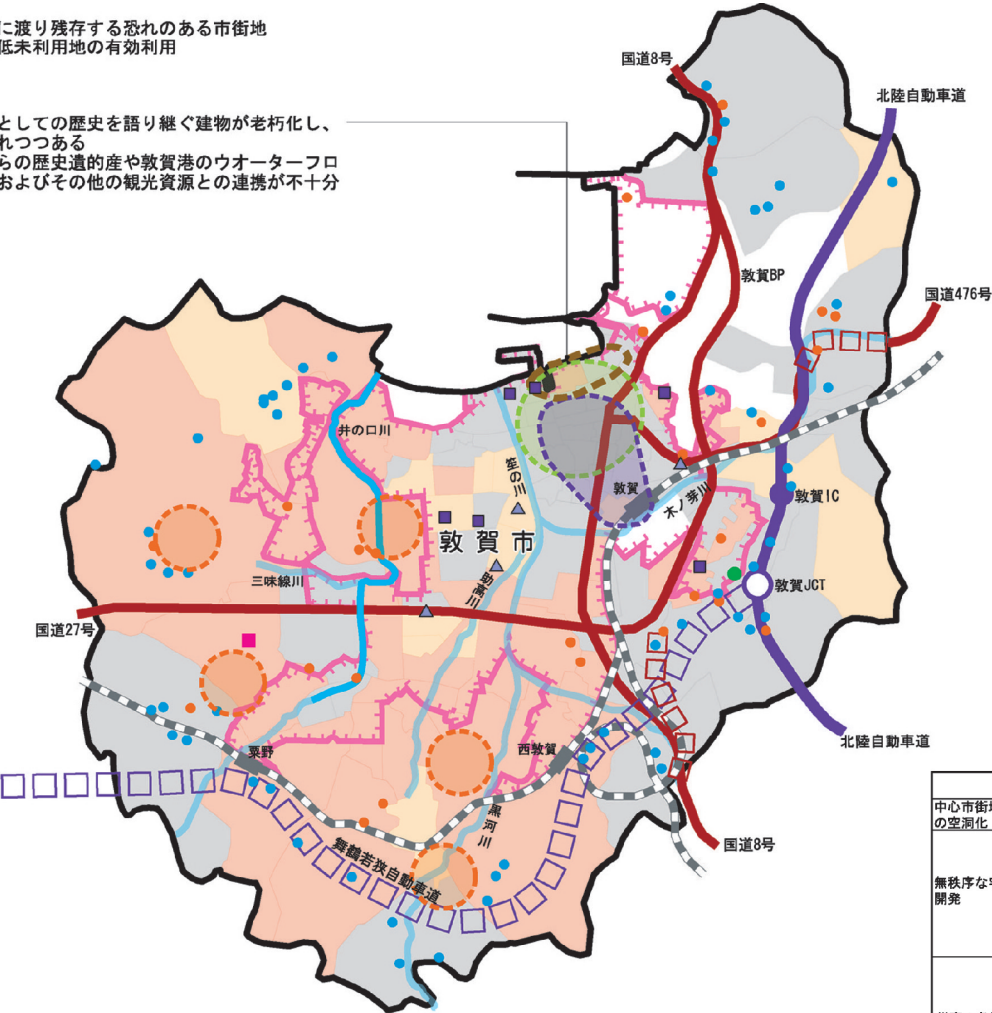
都市の現状と課題

本都市計画区域は、古くから港町として栄え、環日本海交流、近畿圏および中部圏を連絡する陸上・海上の交通の要衝に位置する非常に恵まれた交通条件を有しています。今後、人口や産業の流出や中心市街地の空洞化が懸念されている中、嶺南地域の中心都市として、交通の要衝であるという地理的立地条件を活かした都市づくりを進め、環日本海交流、近畿、中部圏交流を促進していく必要があります。

- 敦賀駅と敦賀港の間の中心市街地における人口の減少や未利用地の増加等による空洞化の進行
- 都市西部の木崎地区や都市南部の公文名地区等への開発の拡散による田園等の自然的環境の喪失
- 長浜駅と永原駅から敦賀駅間の直流化や舞鶴若狭自動車道の整備等にもともなう宅地需要の増加
- 老朽木造住宅等が密集する結城地区周辺の防災性の向上
- 近代的な洋風の建築物の点在する相生町や蓬莱町の街並みの維持

○将来に渡り残存する恐れのある市街地
内の低未利用地の有効利用

- 港町としての歴史を語り継ぐ建物が老朽化し、失われつつある
- これらの歴史遺産や敦賀港のウォーターフロントおよびその他の観光資源との連携が不十分



凡 例	
中心市街地等の空洞化	空洞化している中心部
無秩序な宅地開発	宅地開発が著しい郊外部
	郊外に立地する大規模小売店舗（第1種大規模小売店舗）
	工業以外の土地利用が進んでいる工業系用途地域
	用途の転換 工業以外の土地利用の進行が著しい工業系用途地域
災害の危険性	老朽木造住宅が密集している可能性がある地区
	土石流危険渓流
	急傾斜地崩壊危険箇所
必要な都市施設の不足	地すべり危険箇所
	整備する予定の主要な幹線道路
人口の動向	整備する予定の河川
	増加している地区
	減少している地区
用途地域	

※人口の動向はS55からH12にかけての増減率
(資料：住民基本台帳)

敦賀都市計画区域マスタープランの内容

都市づくりの基本理念

1 港を中心に築いてきた産業、歴史、文化を活かした都市づくり

「敦賀港での貿易や流通を背景とした工業や嶺南地域の中心的な役割を担う商業等の産業」、「環日本海交流の要衝であるという恵まれた交通条件」、「港の歴史を伝える赤煉瓦倉庫等の近代的な洋風の建築物等の歴史的・文化的な遺産」および「松原海岸や中池見湿地等の優れた自然環境」等の魅力的な都市の個性を守り・活かしながら、都市機能が向上していくように適切な土地利用や市街地の整備を行っていきます。

期待される効果

- 都市の快適性、利便性および防災性の向上
- 人口や産業の流出の抑制
- 都心居住の回帰
- 都市の賑わいの創出
- 安心して暮らせる魅力ある都市空間の創出



環日本海交流の一翼をになう敦賀港



優れた自然環境を有する気比の松原



港町の情緒が感じられる赤煉瓦倉庫

2 持続可能な都市づくり

用途地域外では、都市計画に加え環境・農林・防災に係る土地利用の規制・誘導方策も活用しながら、地域の実情や望ましい地域像を勘案して、都市的土地利用をきめ細やかに抑制または制限していくとともに、中心市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、本都市計画区域のみならず嶺南地域全体が活性化していくように、また歩いて暮らすことができるように土地を有効に利用し、また適切に市街地を整備していくことで、まとまりとめりはりのある市街地を形成していきます。

期待される効果

- エネルギー利用や公共投資の効率性の向上
- 農地等の里地や里山の自然的環境の保全
- 地域社会の維持
- 防犯性の向上
- 公共サービスに対する住民の負担の軽減
- 効率的な公共交通の運営
- 高齢者等の日常生活や社会活動の利便性の向上
- 既存の都市施設の遊休化の防止

3 都市間の連携による都市づくり

近畿圏、北陸地域および県内の各都市等との連携を強化する広域交通網を整備し、また小浜線や北陸本線の公共交通の利用を促進するとともに、複数の市町村の連携による都市施設の整備や維持、またはその有効利用を推進していきます。

期待される効果

- 交流人口の増大
- 都市の賑わいの創出
- 必要な都市施設の効率的な整備
- 財政負担の軽減

4 活発な環日本海交流、関西・中部圏交流を促進する都市づくり

舞鶴若狹自動車道や敦賀港の整備および北陸本線や湖西線の直流化にともない、その交通結節機能を活かす都市基盤を整備し、また敦賀港や敦賀駅の交通結節点の周辺で嶺南地域の中心としてまたは環日本海交流の拠点としてふさわしい都市機能を集積させていくとともに、観光資源のネットワークを強化していきます。

期待される効果

- 交流人口や定住人口の増大
- 都市の賑わいの創出
- 産業の活性化



注) 上記図は、都市計画区域マスタープランにおいて示した土地利用、都市施設、自然的環境の保全または整備に関する方針等を一枚にとりまとめた概念図である。

魅力的な地域環境の維持・まとまりのある市街地形成に向けた土地利用

- 計画的に市街化を図る区域**
 - きめ細かく無秩序な市街化をコントロールし、現在の用途地域の範囲を基本としてまとまりのある市街地形成を図る。
 - 地域の実態・将来像に応じて市街地内の低未利用地の有効利用を図るとともに必要に応じて用途地域の転換を図り、適切な都市的土地利用を促す。
- 保全する山地・里山**
- 保全する田園等**
- すぐれた自然環境や景観を保全する地域**
 - 風致地区や緑地保全地区等の活用を図り積極的に保全する。
- 流通や観光等の産業用地の配置を検討する地域**
 - 流通等の産業用地の需要が高くなる地域では、必要性・実現性が高い場合に限定して新市街地の配置を検討する。

生活や産業の拠点づくり

- 嶺南圏域での商業等の拠点**
 - 嶺南圏域での拠点として商業施設・業務施設・公益施設等の集積を図るとともに、質の高い居住空間の形成を図る。
- 都市の商業等の主な拠点**
 - 都市の生活の拠点として維持・形成する。
- 工業・流通業務の主な拠点**

快適で安心な日常生活や機能的・創造的な産業活動を支える都市基盤づくり

- 都市間を結ぶ主要な幹線道路 (供用済み)**
 - 都市・地域間の連携・交流を支援する道路網の構築を図り、30分圏構想の達成を目指す。
- 都市間を結ぶ主要な幹線道路 (将来整備する予定の路線)**
 - 無秩序な宅地開発を誘発しないよう道路の位置・構造の調整または沿道の土地利用規制を図る。
- 主な河川**
 - 治水機能の確保、水と緑豊かな水辺空間の保全と整備を図る。
- 主なレクリエーションの拠点 (供用済み)**
 - 特に自然の潤いが不足している市街地で緑地の整備を推進し、30%以上の緑地の確保を目指す。

都市計画区域

鉄道